

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

県では、平成5年度に『宮崎県生活排水対策総合基本計画』を、その後、計画の改訂、第2次計画等の策定を経て、平成26年度には『第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画（2次改訂計画）（平成27年度～令和2年度）』を策定し、県、市町村そして県民が一体となって生活排水対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活排水処理率及び汚水処理人口普及率は向上し、河川の水質もおおむね良好な水準を維持しています。

しかしながら、人口減少や高齢者社会の到来、施設の改築更新費用の増加など、生活排水対策を取り巻く環境は、以前より厳しさを増しています。

また、令和2年4月1日付けで浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）が施行され、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の維持管理強化について、改めて強く求められているところです。

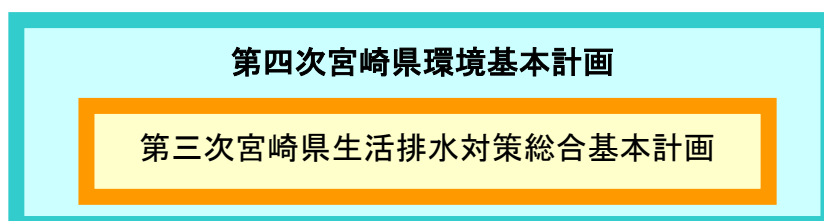
さらに、生活排水処理施設の老朽化に伴う更新や人口減少に伴う使用料収入の減少など施設の経営環境が厳しさを増す中で、効率的な事業運営を行っていくため、国の方針も踏まえ、令和4年度までに生活排水処理施設の「広域化・共同化計画」を策定し、この計画に基づいて、広域化・共同化を推進する必要があります。

このような状況の変化に対応するため、現計画の目標年度である今年度、生活排水処理施設の整備のより一層の促進に加え、将来にわたって持続可能で効率的な運営管理を図るという観点から、広域化・共同化も視野に入れた今後の生活排水対策の指針とするため、『第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画』を策定しました。

## 2 計画の性格・位置付け

本計画は、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）第49条の規定により、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁の防止を図るための必要な対策を推進するために定めたものです。

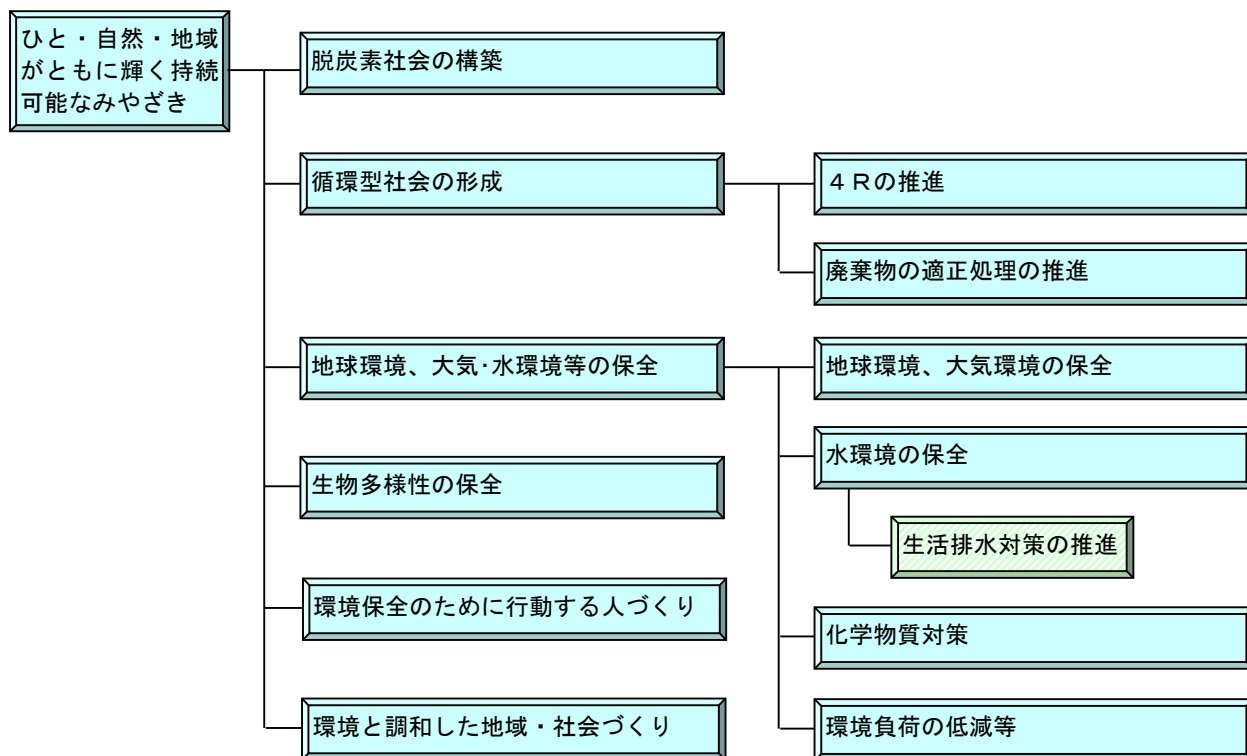
また、本県の環境保全施策のマスタープランとして位置付けられる『第四次宮崎県環境基本計画』における施策の一つとして、【生活排水対策の推進】があります。本計画は、県の生活排水対策の方向性を示し、施策を実施するためのものです。



また、この計画は、市町村が公共下水道等の生活排水処理施設の整備や維持管理、住民への啓発活動等を実施するに当たり、相互に連携してより効果的・効率的な事業の推進を図るための指針となるものです。

さらに、この計画は、県民の自発的な取組を促進し、県民と行政が一体となった生活排水対策の推進を図るものです。

第四次宮崎県環境基本計画の施策体系図（抜粋）



### 3 計画の期間

この計画は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間の計画期間とします。

### 4 計画の対象地域

この計画は、県下全域を対象地域とします。

## 5 生活排水処理施設の種類及び生活排水処理率

### (1) 生活排水処理施設の種類

生活排水を処理する施設（＝生活排水処理施設）には、処理方法や管轄する省庁などの違いにより、様々な種類があります。

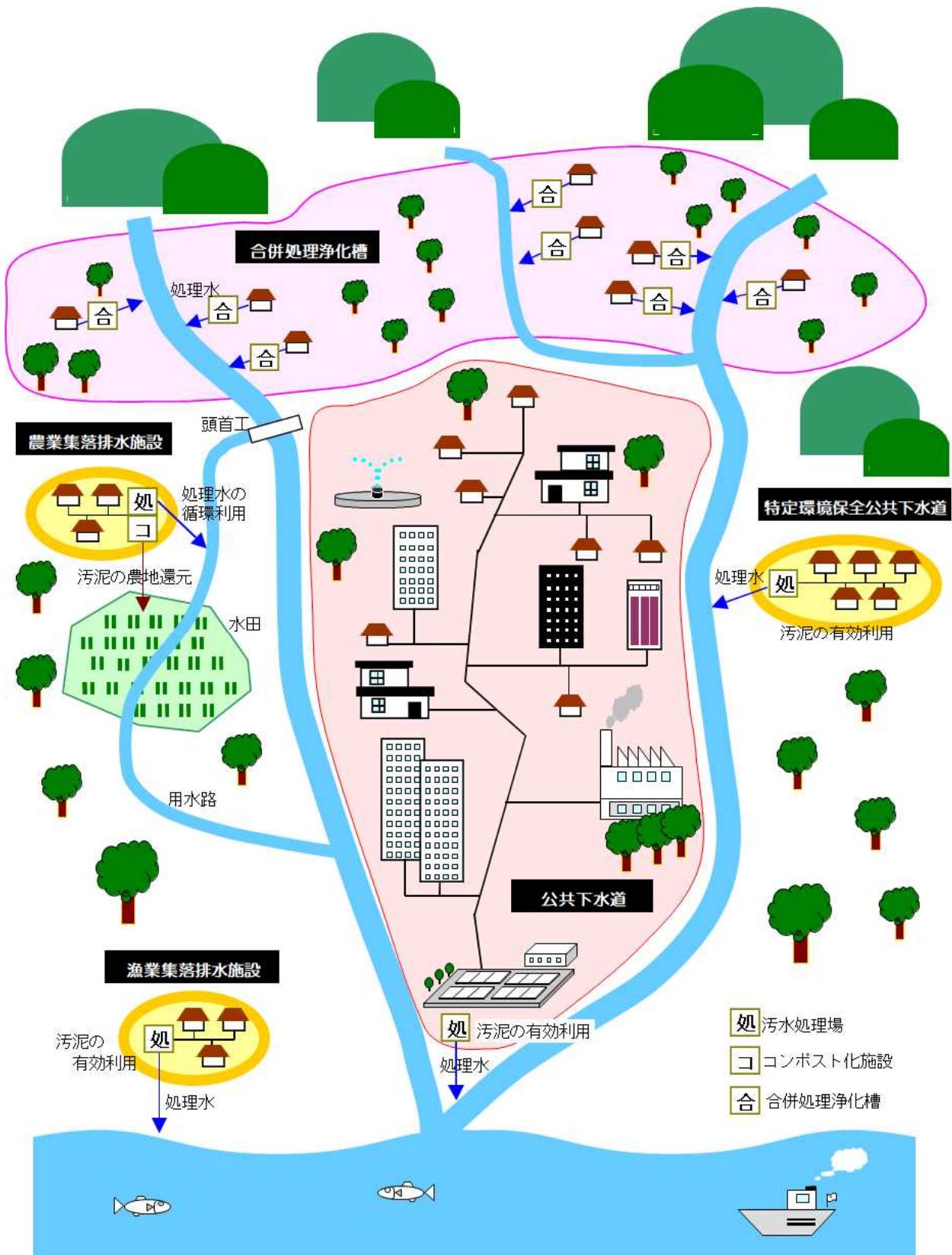


図1 生活排水処理施設のイメージ

	法律区分	大区分	処理施設名称	内容	所管
集合処理施設	下水道法	下水道	公共下水道（広義）	市町村が管理する下水道で、下水の排除または処理に必要とされるもの	国土交通省
			公共下水道（狭義）	都市計画事業として、主として市街地で整備するもので、計画処理人口は制限なし	
			特定環境保全公共下水道	非市街地の自然公園区域や農山漁村等の大きな集落を整備するもので、計画人口が概ね10,000人以下のもの	
	浄化槽法	浄化槽	農業集落排水施設	農業振興地域を整備するもので、計画規模が20戸以上、1,000人程度以下のもの	農林水産省
			漁業集落排水施設	漁業集落を整備するもので、計画人口が100人以上5,000人程度以下のもの	
			林業集落排水施設	林業振興地域を整備するもので、計画規模が20戸以上、1,000人程度以下のもの	
簡易排水施設			山村振興地域等を整備するもので、計画規模が3戸以上20戸未満のもの		
		小規模集合排水処理施設	小規模集落を整備するもので、計画規模が10戸以上20戸未満のもの	総務省	
廃棄物処理法	し尿処理施設	コミュニティ・プラント	集合住宅を対象として、計画人口101人以上30,000人以下のもの	環境省	
個別処理施設	浄化槽法	浄化槽	合併処理浄化槽	個人または市町村が設置するもので、市町村が設置するものについては、計画規模が年間20基以上（過疎地域及び振興山村では10基以上）のもの	環境省
			個別排水処理施設	特定地域 <sup>注</sup> 、集合処理区域の周辺地域等において市町村が設置する合併処理浄化槽で、計画規模が単年度当たり10戸以上20戸未満（集合処理区域周辺地域では20戸未満）のもの	総務省

注) 特定地域：水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域、過疎地域、振興山村等

## (2) 生活排水処理率

生活排水処理率とは、地域の住民基本台帳人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合をいい、総務省が発表している「汚水衛生処理率」と同様の指標となるものです。

$$\text{生活排水処理率(\%)} = \frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{地域の住民基本台帳人口}} \times 100$$

また、別の指標として、汚水処理人口普及率があります。これは地域の住民基本台帳人口に対して生活排水処理施設が整備された人口の割合を示すもので、生活排水処理率とは必ずしも一致しません。それは、施設の整備を完了しても、各家庭から施設に接続するまでに時間が必要となるためです。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{生活排水処理施設整備人口}}{\text{地域の住民基本台帳人口}} \times 100$$

本計画では、実際に生活排水が処理されている比率を表す『生活排水処理率』を主要指標として用いますが、生活排水処理施設整備計画の進捗に関する指標として、『汚水処理人口普及率』を併せて用いることとします。